

# 兵庫県公報

平成22年3月19日 金曜日 第2号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

条 例	ページ
○ 兵庫県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する等の条例（議会事務局議事課）	1
○ 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（議会事務局総務課）	2

## 公布された法令のあらまし

- 兵庫県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する等の条例（条例第27号）  
市町合併に伴う選挙区の特例の適用期限が到来することに伴い、所要の整備を行うとともに、地域間の均衡を考慮して、兵庫県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数について所要の整備を行うこととした。合わせて、佐用郡の区域に係る必要な措置を講ずる旨定めることとした。
- 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（条例第28号）  
本県の厳しい財政状況等にかんがみ、議会の議員の議員報酬について、引き続き減額措置を講ずることとした。

## 条 例

兵庫県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。

平成22年3月19日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県条例第27号

#### 兵庫県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する等の条例

（兵庫県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部改正）  
第1条 兵庫県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（昭和41年兵庫県条例第60号）の一部を次のように改正する。

第1条中「92人」を「89人」に改める。

第2条中「第15条第2項」の後に「、第3項」を加える。

第2条の表豊岡市の項中「2人」を「1人」に改め、同表竜野市の項中「竜野市」を「たつの市及び揖保郡」に、「1人」を「2人」に改め、同表西脇市の項中「西脇市」を「西脇市及び多可郡」に改め、同表多可郡の項、飾磨郡の項及び揖保郡の項を削る。

附則第3項を次のように改める。

3 佐用郡の区域については、平成27年以降の最初の一般選挙から公職選挙法第271条第2項の規定を適用しないこととし、他の区域と合わせて1選挙区とする等必要な措置を講ずるものとする。

（兵庫県議会議員の選挙区の特例に関する条例の廃止）

第2条 兵庫県議会議員の選挙区の特例に関する条例（平成17年兵庫県条例第61号）は、廃止する。

#### 附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。



議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 3月19日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県条例第28号**

**議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例**

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第55号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「平成22年 3月31日」を「平成23年 3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成22年 4月 1日から施行する。